



平成24年6月26日

## 各 位

会社名 株式会社ヒューテックノオリン  
代表者名 代表取締役社長 松田 鞍夫  
(コード番号 9056 東証第2部)  
問合せ先 専務取締役 綾 宏 將  
管理本部長  
(TEL 03-3632-3434)

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は平成24年6月26日開催の取締役会において、会社法第236条第1項、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、平成24年6月26日開催の当社第59期定時株主総会において、取締役の報酬等として承認された新株予約権の個数、内容及び金額の総額の範囲内で行われるものです。

## 記

### 新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社ヒューテックノオリン第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、18,000株とする。

新株予約件1個当たりの新株予約件の目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらに準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

#### 3. 新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の数は180個とする。

ただし、上記個数は割当予定数であり、引き受けの申込がなされなかつた場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割当数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### 4. 新株予約権の払込金額

次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln(\frac{S}{X}) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2}) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格( $C$ )
- (2) 株価 ( $S$ ) : 平成 24 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)
- (3) 行使価格 ( $X$ ) : 1 円
- (4) 予想残存期間 ( $T$ ) : 3.7 年
- (5) ボラティリティ ( $\sigma$ ) : 予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 ( $r$ ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り ( $q$ ) : 1 株当たりの配当金 (年額) ÷ 上記 (2) に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

上記により算出される金額は、募集新株予約権の公正価額である。

なお、当社取締役が有する報酬請求権と募集新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる

株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

#### 6. 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 54 年 7 月 31 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

#### 8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または分害計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8条のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記6.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記7.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記9.に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記「12.」に準じて決定する。

## 11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

## 12. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記6.の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合（ただし、②については、上記「10.」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成53年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成53年8月1日から平成54年7月31日まで

② 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が必要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

13. 新株予約権を割り当てる日

平成24年7月31日

14. 新株予約権の割当の対象者

当社の取締役8名

以上